

年度途中で 40 歳に到達するかた	40 歳到達の月（誕生日が 1 日の場合は前月）の分から介護保険料を加算します。 該当月以降に国民健康保険料の変更決定通知書をお送りします。
年度途中で 65 歳に到達するかた	65 歳到達月の前月（誕生日が 1 日の場合は前々月）までの介護保険料を計算し、 翌年 3 月まで均等に割り振ります。 65 歳到達後は、介護保険課から新たな介護保険料通知をお送りします。
年度途中で 75 歳に到達するかた	75 歳到達の月から後期高齢者医療制度に該当します。国民健康保険料は該当月の前月分までを月割りで計算します。（ただし、同一世帯に 74 歳以下の国保加入者がいる場合は、翌年 3 月までに均等に割り振ります）。 75 歳到達後は、後期高齢者医療係から新たな後期高齢者医療保険料通知をお送りします。